

# 第750号 ヤスクニ通信 2017年7月9日

日本キリスト教会靖国神社問題特別委員会

## 〈祈りのために〉

これはあなたがたの神、主があなたがたに教えよと命じられた命令と、定めと、おきてであって、あなたがたは渡って行って得る地でこれを行わなければならない。

(申命記6章：1)

去る6月15日の早朝に、「共謀罪」法案がまたもや数の暴挙で強行採決された。政権者の思惑、意図は「美しい日本」・「古き良き日本」への回帰にあることは明らかだ。あの教育勅語を学校教育の教材にするという閣議決定を着々と彼らの思惑通りに事を進めている。このような状況のさ中で、私たちキリスト者が何をなすべきか、何を避けるべきか、という教会の務めを果たすため、足をしっかり着けて立つべき地を得るように御言葉を聞き続けて従いたい。

使徒信条の永遠かつ全能の唯一なる私たちの神を信じることは、神への信仰から何が私たちに帰って来るのか、また何を私たちは期待すべきか、を説明している。カルヴァンはこれについて次のように述べている。

「私の意図は教育のできる人々の手引きをすることであって、猛々しく反抗する人々に対して手を挙げることではないから、剣を装備した彼らと戦うつもりはない。ただこれに関して何に従うべきか、何を避けるべきかを語り、真理に対して耳を喜んで誠実に傾ける人々が、足をしっかり着けて立つべき地を得るようにしたい。聖書は私たちに、複数の神ではなく、唯一の神を教えている。聖書は言う。イスラエルよ、あなたの神、主は唯一の神である(申命記6：4)と。聖書は神を父と呼び、子と呼び、聖霊と呼ぶときも何ら不明なことを言っているのではない」。(『キリスト教綱要』1536年版第2章 信仰について)から

全く現実の我々の身の回りは真理に従わず、着々と権力の思うままに支配を拡大して行こうとしている。しかし唯一の主なる神の戒めは、足をしっかりと地に着けて何に従うべきか、何を避けるべきか、を伝える教会の務めを命じておられる。真理に耳を傾ける人々がおる。日本キリスト教会信仰の告白に「教会はキリストの体、神に召されたる世々の聖徒の交りにして、主の委託により、正しく御言を述べ伝へ、聖礼典を行い、信徒を訓練し、終わりの日に備えつつ主の来たり給うを待ち望む。」とある。今こそ主の御業を進めて行こう。

## 〈祈り〉

あなたの御言葉は私たちの唯一の真理です。どうぞこの真理を、教会の業をたゆまず、進めてゆくあなたの御霊を語る者を強めてください。

黒澤淳雄(横浜長老教会長老 東京中会靖国神社問題特別委員)

## 「ヤスクニ問題とわたし」

鈴木和哉（吉田教会牧師）

ルカによる福音書 19 章 41～44 節は、イエスさまの肺腑を衝く悲しみのお言葉を次のように伝えています。「いよいよ都の近くにきて、それが見えたとき、そのために泣いて言われた、『もしおまえも、この日に、平和をもたらす道を知ってさえいたら……しかし、それは今おまえの目に隠されている。いつかは、敵が周囲に壘を築き、おまえを取りかこんで、四方から押し迫り、おまえとその内にいる子らとを地に打ち倒し、城内の一つの石も他の石の上に残して置かない日が来るであろう。それは、おまえが神のおとずれの時を知らないでいたからである』。それから宮にはいり、商売人たちを追い出しはじめて、彼らに言われた、『わが家は祈の家であるべきだ』と書いてあるのに、あなたがたはそれを盗賊の巣にしてしまった」と。

このお言葉は、神の都であるはずのエルサレムに向かつてのお言葉です。だからこそ主の悲しみは深く、涙を流されました。これは、神の民、教会に向けての御言葉です。わたしたちは、一連のヤスクニ問題を「対国家」の関係で見えてきましたが、「暴君の治下の臣民は、たいていは暴君よりもっと暴である」（魯迅）と言われているように、被害者が被害者意識のままで加害者となり、強盗の巣のような精神となり得ます。わたしたちキリスト者としても、同じです。

シベリヤ抑留の経験の中から石原吉郎は、「<人間>はつねに加害者（単独者として自己の加害者性を認め得た者の意：筆者注）のなかから生まれる。被害者のなかからは生まれぬ」と語っていました（『望郷と海』 p29 みすず書房）。今年は宗教改革 500 年を記念する年ですが、ルターの 95 箇条の提題の第一の問いを、教会がおかれている現状の中で、深く捉えなおしていくことが、教会の責任ですが、同時に祝福された課題です。日本キリスト教会は、ヤスクニの問題にかかわることをとおして、自らの戦争責任に気付かされてきました。この戦争責任の質は、政治にすり替えることのできない事柄、そこで自ら福音を聞き取ることが問われる事柄でした。

「なにをのんびりしたことを」と、お叱りを受けそうです。確かに、今は、生命的なものが音を立てて瓦解しているように思われる時代です。では、教会はどうでしょうか。主の嘆きの御言葉を、今、ここで聞き取っていくとき、「宣教の課題」としてのヤスクニ問題に取り組むことになるのではないかと考えています。

※ニュース 「即位・大嘗祭 Q&A-天皇代替わりってなに？」が発行されました。

編集・発行は安倍靖国参拝違憲訴訟の会・東京。1冊 300円。

お申込みは [noyasukuni2013@gmail.com](mailto:noyasukuni2013@gmail.com)、〒202-0022 東京都西東京市柳沢 2-11-13

までどうぞ。郵便振替 00170-2-291619（加入者名：安倍靖国参拝違憲の会・東京）

## 『近代天皇論—「神聖」か、「象徴」か』 片山杜秀・島藺進著 集英社新書(760円＋税)

2016年8月8日、明仁天皇は生前退位的意思を表明した。一方、13年10月2日、安倍首相は伊勢神宮の式年遷宮における「遷御の儀」に参列し、16年5月26日、伊勢志摩で開催したG7サミットに出席した各国首脳に伊勢神宮への実質的な「御垣内参拝」をさせた。これらは明確な政教分離原則違反であるが、数への驕りを隠さない政権与党は宗教ナショナリズムの台頭を背景に、万世一系の**神聖な**天皇を仰ぐ「国体」という戦前の理想を現代に蘇らせようとしている。天皇を「**神聖**天皇」と位置付けようとする右派のこのような動きに対して、明仁天皇は今回の発言を通して、人間天皇として人々に語り掛ける姿勢を貫き、同じ人間として国民と共に歩んで行こうとする「**象徴**天皇」を強く前面に押し出した。

この天皇の姿勢に触発された近代日本政治史研究者(片山)と宗教学者(島藺)が、日本固有の伝統と西欧文明との間で揺れ続けた近代、その中にあった天皇を幕末・明治維新に遡って取り上げ、「国民の統合」が危機に瀕し、民主主義の基盤が揺らぐこの時代にあるべき「新しい天皇」の姿とは何かを議論した。本書の構成は次の通り。序 天皇のあり方しだいで日本の近代が吹き飛ぶ 1.ジレンマは明治維新に始まった一天皇と臣民のナショナリズム 2.なぜ尊皇思想が攘夷と結びついたのか 3.「天皇の軍隊」と明治天皇の神格化 4.「仁政」と「慈恵」の福祉国家 5.大正デモクラシーと未完のファシズム 6.戦後も生きている国家神道 7.神聖国家への回帰を防ぐために(対談を終えて)「神聖か、象徴か」—なぜ、今、問うのか? 島藺 進/象徴天皇制の虚妄にかける 片山杜秀。

明治維新前の日本が置かれた危機的状況については、欧米列強の植民地にはしてはならないということで、権力中枢の考えはほぼ一致していたが、「王政復古」と「文明開化」という矛盾する二枚看板を掲げた。この両者はベクトルとしては、過去志向と未来志向で全く分裂していた。しかも権力の縦割り構造が徹底していて、立法府は貴族院と衆議院が並列、行政府も内閣と枢密院、さらに軍隊、このトップに天皇がいたが、トップダウンではなく、全員が納得して物事を決めるような仕組み「しらす」であったために、結果としては丸山眞男の言う「無責任の体制」であった。それを内閣や議会に属さない、いわば黒幕のような存在の元老たちのリーダーシップで凌いでいたが、元老なきあとはこの統治機構は慢性的な機能不全に陥り、やがて台頭した「教育勅語」で育った民衆の**宗教ナショナリズム**や軍の暴走、マスメディアの増幅により、国が振り回された帰結が第二次世界大戦の悲惨な敗戦へと繋がった。以上が第1章の主要点だが、2章以降は是非各自で読み進んで欲しい。

副題の—「**神聖**」か、「**象徴**」か—は、昨今の情勢が天皇とは崇敬すべき神聖な存在(**神聖**天皇)なのか、信頼と敬愛を抱くのがふさわしい国民統合の象徴(**象徴**天皇)なのかという相反する問が鮮明になって来たことに由来する。今回の明仁天皇の生前退位的意思表示に対して、「承詔必謹」(詔勅を承ったら必ず謹んでその通りにする)のはずの右派が天皇の神聖性を強調し「国体が崩れる」と猛烈に反対し、一方で「天皇制」に批判的であった左派リベラル層は、「人間天皇」の弱さや限界を踏まえた「信頼と敬愛」が込められた声明に、「生前退位を認めない現行の皇室典範は象徴天皇制に合致していない」として、生前退位の制度の必要性を認め、熱烈に支持した。

また、天皇・皇后の国内外への「慰霊の旅」は「戦没者慰霊の祈りに根差した行動であり、その祈りは国民のみならず、世界の人々の間に信頼と敬愛を育む祈りであり、国家という枠組みを超えている」ことに、二人の論者は希望を見出そうとしている。しかし、「皇位継承」や「天皇家の人権」については議論が憚られているが、「天皇制」の根幹にかかわる事項は、今回の生前退位に類する問題として今後シッカリ考える必要がある。さらに創造主なる唯一神を信じるキリスト教信者としては「天皇制」そのものの存在を認めて良いのかという根源的な問いへの答えと共に、現行憲法はどうあるべきかについても、考え方、取り組みの指針等を示していくことが求められよう。

(日本キリスト教会靖国問題特別委員会委員 南浦和教会長老 尾谷則昭)

**緊急抗議「テロ等準備罪を新設する組織的犯罪処罰法改正案の強行採決に抗議します」**

日本キリスト教会靖国神社問題特別委員会は、組織的犯罪処罰法改正案の採決について以下の二つの理由で強く抗議いたします。

第一は、6月15日、通常国会の会期末を数日先に控えた慌ただしい中、参議院の法務委員会での審議を打ち切り、参議院本会議で法案を自民党・公明党・維新の会による賛成多数で強行採決したことです。これは民主主義のルールを踏みにじる暴挙であり、とうてい国民が納得できるものではありません。これまでも特定秘密保護法案、安全保障関連法案が国民への説明が十分なされないまま強行採決されたことを思う時、これはもはや民主主義ではなく、独裁政治と言わざるをえません。こうした国会決議が繰り返されることを深く危惧し、抗議します。

第二に、この法案は、共謀罪をテロ等準備罪を新設する組織的犯罪処罰法改正案と名前を変えても、法案の内容はさほど変わらず、金田法務大臣の答弁も曖昧で、何をテロ等の準備罪とみなすかは、政府や警察の恣意的な判断に委ねられる危険があるからです。政府は一般市民は対象とならないと答弁しています。しかし、5月30日、金田法務大臣は、団体が「環境保護や人権保護を標榜していても、それが隠れみのである場合は処罰される」と答弁、また6月13日、警察庁の高木審議官は「組織的犯罪集団の周辺者」も捜査対象となることを認めました。このことから私たちは、この法案が政府の意にそわない、すべての国民を監視対象にするものと考えざるをえません。

戦前の治安維持法も同様に、一般市民は対象にならないと説明されながら、良心の自由を侵して、国策に批判的な運動・団体・個人を抑圧しました。改正法案は、戦後廃止されたこの治安維持法の焼き直しであり、憲法の保障する基本的人権を蹂躪する違憲の法案ですので、その採決に強く抗議します。

私たちは、現憲法の下、信教の自由を保障されて活動する宗教法人です。近い将来、自民党政権のもと憲法尊重の理念が失われ、基本的人権が次々と制限され、政府の政策に反対する意見を表明する自由も信教の自由も保障されなくなることを危惧しています。私たちが信仰的良心に従って、こうした状況に抗議するのは、天地万物の創造主であり、歴史の真の支配者である聖書の神を信じるがゆえであります。過去に日本が誤った国策のもと、良心に従って平和を希求する国民の声を強圧的に封じこめて、侵略戦争を引き起こし、敗戦に至ったことは歴史の事実です。日本はこの歴史を繰り返すまいと日本国憲法を制定し、平和主義の旗をかかげ、自由と民主主義を追求して国際社会の信頼を得てきたのですから、これからもその路線を堅持して頂くことを強く要望いたします。

2017年6月21日

日本キリスト教会靖国神社問題特別委員会

委員長 井上 豊

750号ヤスクニ通信2017年7月9日  
発行 日本キリスト教会  
靖国神社問題特別委員会  
発行人 井上豊 編集 川越弘  
発行 衆広国（大和教会）  
〒242-0021 神奈川県大和市中央  
7-1-22 TEL&FAX 046-261-3957